

会議録

- 1 **開催した会議の名称** 第11回小城市都市計画審議会
- 2 **開催日時** 平成29年3月22日（水） 15時00分から16時00分まで
- 3 **開催場所** 小城市役所 西館 2階 大会議室A
- 4 **出席者** 後藤会長、戸田委員、川久保委員、大家委員、堤委員、田崎委員、日浦委員、森永委員
（委員8名）
峯建設部長、江頭まちづくり推進課長、南里副課長、空閑係長、岩本係長、北島主事（事務局6名）
- 5 **傍聴** なし
- 6 **議題**
 - (1) 開会
 - (2) 挨拶
 - (3) 配布資料の確認
 - (4) 委員の出席数
 - (5) 審議会の公開・非公開
 - (6) 審議
第1号議案 小城市立地適正化計画（案）について
 - (7) その他
一般廃棄物処理施設の敷地の位置の都市計画上の支障の有無について
 - (8) 閉会

15時00分開会

<開会>

○事務局（副課長）

それでは定刻を過ぎましたので、第11回小城市都市計画審議会を開催させていただきます。今日の進行をさせていただきますまちづくり推進課の南里と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って進行させていただきます。

まず始めに、会長のほうからご挨拶をお願いします。

<挨拶>

○後藤会長

それでは本年度第3回目になります。議題は一つですけれども皆様のご協力をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

<配布資料の確認、委員の出席数及び審議会の公開・非公開>

○事務局（副課長）

それでは三番目の配布資料の確認ということで、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。まず、最初に次第です。そして1号議案の立地適正化計画（案）。それと併せて概要版ということでつけております。それと今回、パブリックコメントを実施しましたけれども、パブコメに対するご意見と市の考え方というものをまとめております。

その他第9回の審議会からパブコメまでに行った修正箇所の正誤表を、両面印刷にしておりますが一枚ものをつけております。

そのほかに今回次第の中でその他の事項で若干ご説明したい点がありましたので、建築基準法の抜粋というものと、それに併せてリサイクル施設整備事業の事業計画概要書というものをおつけしております。お手元にお配りしております資料に過不足等はございませんでしょうか。

無いようですので、続いて四番の委員の出席数について報告させていただきます。

市の都市計画審議会条例第7条第2項に基づき本日の審議会委員10名のうち7名が出席されていますので、本会議は成立しますことをご報告いたします。

それでは次に五番目ですが、審議会の公開、非公開についてです。審議会等の会議の公開に関する指針により、公開、非公開の決定は、審議会等の会長が当該会議に諮って行うものとなっております。そこで、後藤会長よりお諮りいただきますようお願いいたします。

○後藤会長

それではただいま事務局よりご説明がありました審議の公開、非公開についてですが、これまで第9回、10回ともに公開にしてきましたし、非公開にする理由も無いと思うのですが、公開でよろしいでしょうか。

(はい)

はい、ありがとうございます。それでは公開として進めていきたいと思えます。

<審議>

○事務局（副課長）

ありがとうございます。なお本日の審議会の傍聴の申込みはあっておりませんので、ご報告だけさせていただきます。

それではさっそく六番目の審議に入らせていただきます。審議につきましては。

<C委員到着>

○事務局（副課長）

ここでC委員がお越しになりましたので、先ほどの10名のうち7名が、10名のうち8名ということで訂正させていただきます。

それではさっそく審議に入らせていただきます。市都市計画審議会条例第7条第1項に会長がその議長となるとありますので、審議については後藤会長にお願いしたいと思います。

○後藤会長

それではさっそくですが本日の第1号議案小城市立地適正化計画（案）について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（空関係長）

説明につきましては、私まちづくり推進係、空閑のほうから説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

今回また新たに小城市立地適正化計画（案）というものをお配りしております。平成28年12月に第9回審議会で皆様方に一度、立地適正化計画（案）のほうをお渡ししております。その後若干の修正等加えまして、先ほど言いましたように平成29年1月23日から2月6日にかけてパブリックコメントを実施しております。そういった結果も踏まえて修正を行っておりますので、今回新たに計画（案）をお配りしているところであります。

パブコメの結果につきましては、後ほど改めてご説明をしたいと思っておりますが、ご意見を参考に一部修正を行ったことをご報告します。

第9回の折にお配りしておりました立地適正化計画からの誤字脱字、落丁と佐賀県都市計画課や庁内の会議においてご指摘いただいたものについて修正した箇所を、先ほどの配布資料の確認の時にも言いましたように、正誤表として皆様方にお配りしておりますので、これも後ほど説明したいと思います。

それでは、お手元の資料のパブリックコメントにおけるご意見と市の考え方というA4一枚紙をお配りしておりますので、そちらのほうをまずご覧いただきたいと思えます。

今回、先ほど言いましたように1月23日月曜から2月6日月曜まで、15日間パブリックコメントを実施いたしました。

今回窓口での閲覧はなかったのですが、ホームページのアクセス件数が 103 件あっておりました。意見としては 1 名の方から 1 件だけご意見をいただいております。そのご意見について説明をしたいと思います。

立地適正化計画（案）の 52 ページになりますが、都市機能誘導区域の設定で牛津の地域拠点地区につきまして、意見のほうにありますように、区域のすぐ南側、図面でいいますと下のほうになりますが、ここに民間ではありますが、廃業された病院があります。その施設を有効活用すべきではないかということで、今回牛津の都市機能誘導区域内には小児科がありませんので、小児科を誘導したい、確保していきたいということで項目を挙げております。また、内科、外科等につきましてはありますので、維持ということにしております。こういった民間の廃業となった施設もありますので有効活用する観点からも、都市機能誘導区域内に含めたほうがいいのではないですかというご意見をいただいております。

これに関しまして右側になりますが、市の考え方としまして、都市機能誘導区域の境界線につきましては、道路や河川、字界とか一般的に変動要素が少ないもので境界線を設定しております。この牛津拠点地区の南側につきましては、市道の友田天満町を境にエリアを設定しているところであります。すぐその南側に先ほど言いました廃業された民間の病院があるということで、これにつきましては今回の考え方としまして、官民を問わず既存ストックを有効活用すべきという判断から、その施設につきましては都市機能誘導区域内に含めていきたいということで、修正を行っております。

今回お配りしております計画（案）の 52 ページを見ていただくと、下のほうに歪な形になっていますが、この部分が民間の廃業となった病院施設がありますので、この施設を有効活用しながら、できれば診療科目を小児科とするような病院を、この地域内に確保していきたいということで区域の中に含めたところであります。

これがパブコメをいただいた中での修正点ということになります。

続きまして、正誤表になりますが、A 4 の一枚紙になりますが、こちらのほうをご覧いただきたいと思います。

この中のほとんどについては誤字とか語句を若干修正したものとなっています。また、計画書の中に挿入しております図につきまして、一部最新版ということで修正を加えておりますので、そういった部分がほとんどになります。

主なものについて何点か説明させていただきますが、まず正誤表の一番上、目次のところで 3. 4. 5 ということで、居住誘導区域外の区域での施策ということで、これは本編でいいますと 45 ページになります。45 ページのほうをご覧いただきたいと思います。

45 ページの下のほうになりますが、3. 4. 5 ということで居住誘導区域外の区域での施策ということで追記をしております。これにつきましては立地適正化の制度でいいます居住誘導区域以外の区域で、市で独自設定をしております郊外居住区域や集落居住区域を設定し、こういった観点から取りくみを行っていきたいということで、こういった文言の追記をしているところであります。

また正誤表に戻り、上から 3 番目になりますが、3. 7. 2 ということで、国等が直接行う施策ということで、本編でいいますと 64 ページになります。64 ページのほうを見ていただきますと、ここ 1 ページまるまる追記をしております。3. 7. 2 ということで、国等が直接行う施策ということで 2 つほど項目を挙げて載せております。これは国が行う税制上の特例措置等がありますので、こういったものについてご説明をしているところであります。この部分がまるまる追加をしましたので、ページがずれたりとか、番号がずれたりというのが修正であっております。

それと先ほど申し上げました、パブリックコメントのご意見を生かした牛津の都市機能誘導区域につ

いての一部変更というものが主な変更点であります。

その他は先ほど言いましたように誤字脱字とかそういったものになりますので、後ほど正誤表にて確認をしていただけたらと思います。

以上が前回からの修正点ということになります。

○後藤会長

それでは今事務局から修正点のご説明をいただきましたが、それについて質問等よろしくお願ひします。

○後藤会長

ちょっと私のほうから確認ですが、パブコメで出てきた小児科の件で区域を少し広げたのですよね。

○後藤会長

含める方向で調整しますというのは、線を少し変えた。

○事務局（空関係長）

はい、そうですね。今回お配りしております本編で言うと 52 ページの下のほうです。

○後藤会長

少し飛び出している。

○事務局（副課長）

そうですね、少し飛び出している部分が前は横にするっとしていたということでもあります。

○C委員

望みがあるのですか、小児科の先生は。基本的に病院というのは、壊して作り直しする可能性が。

○事務局（部長）

そういう可能性もあるでしょうね。ただもともと病院であった施設がありますからということでの誘導というか、そういう形はできるのではないかと思います。ただそこに来るかどうかという部分はたしかにあります。

○C委員

ただ対応していればその地域はできれば病院はそのままということで相談があったときはお願いできるでしょうが。

○B委員

普通病院がぽつとそこに建つかな。よっぽどのが。そこに、牛津に一件、友田線のところにあるが。近頃はメディカルモールみたいにするところが多くないだろうか。

○C委員

たまたまここはイボ地のところに病院があったからだと思いますが。

○B委員

よっぽど地元からの要請が強かったのかも。

○C委員

地元からの要請が強かったのでしょう。

○B委員

誰かが利用してくれるのが一番いいのだが。

○C委員

望みのある先生を誘惑してこないと。先生誰かいませんか。

1 ページ前の小城のものがあるが、小城駅の南側まで開発する予定は無いのですか。牛津の市営住宅は入っているのですか。

○事務局（部長）

市営住宅は入っています。

○C委員

それだと牛津駅は駅の南側からの取次ぎというか、ホームのことは。

○事務局（部長）

それは今まだ議論がいろいろと。

○C委員

今からの話し。地元の要望も無いといけないが。できればそうしてやったほうがいいのだけれどと思いつながらも。できれば小城駅もそうして欲しいなど。

○事務局（部長）

宅地にあれだけなっていましたから。

○B委員

余地はあるのではないですか。

○C委員

どうせなら肥前山口の駅のように。南からのアクセスがきちんと取ればいいが。それと無料の駐車場でもあればだいぶ違うと思うが。

○後藤会長

私からですが、範囲の図は原図としてはもう少し細かい図があるということですか。計画書にはこのスケールで載っていますが。これでは非常に線が。線がそこまで意味を持つかは微妙ですが。図が古いのかなど。牛津で見ると牛津高校で建物は入っていないのはたまたまですか。

○事務局（副課長）

これはどちらかというと建物の図というよりも、白図ベースということでご理解いただければと思います。

○後藤会長

地積図に近いということですか。

○事務局（副課長）

地積図を基にした白図といいますか。そういうものをベースに作りこんでいます。

○後藤会長

牛津を見ると空地みたいなところはいっているの。

○事務局（副課長）

右下のほうになりますとご覧のとおり中学校のグラウンドが入っておりますので、空地のような環境にも見えますが。

○B委員

もっと右側に住宅地が広がっているではないですか。ここは入れないのですか。

○事務局（部長）

ここはまた居住誘導区域を設定するときにも。それは 29 年度にまた議論をしていきます。今回は都市機能誘導区域ということで居住誘導区域よりも少しコンパクトな部分の区域設定ということでご理解いただければと思います。

○後藤会長

私の理解ですが、都市機能なので建前としてはなるべくコンパクトに集めようというほうが合理的であろうということで、不用意に広げる必要は無いのですが、では実社会でどう動くかということ、動くこともあるのですけれども、行政あるいは都市計画としては、この範囲の中に誘導したいと。

○B委員

開発業者は安いところを開発するだろうし、ではこの本町の中で、空いているところはグラウンドとかではなくて、もう農地とかというものは無いのですか。いくらかはあるわけですよね。

○事務局（課長）

牛津駅の南のほうとか。

○B委員

北側もいくらかあるわけですね。

○事務局（副課長）

基本的にはこの立地適正化計画の制度では青地農地は含めることができないので、白地農地まで含んでいても、青地農地は含んでおりません。もちろん居住誘導区域もそういうことで調整をしていくということになってきます。

○C委員

先ほど1ページ加えた64ページの税制上の優遇というのはこの区域の中の区分ということですね。

○事務局（副課長）

そうです。

○事務局（部長）

この区域に都市機能を立地したときにそういうふうな制度適用が可能になるということです。

○C委員

あくまで都市機能整備だから住宅は関係ないのですよね。

○事務局（部長）

住宅は関係ありません。

○B委員

店舗だけということですか。

○事務局（部長）

店舗だけではないです。

○後藤会長

49ページの一覧表を。

まだ先の話ですが、居住誘導区域は都市機能誘導区域の周辺で大きく取るわけですが、かぶるわけですか。要するに都市機能誘導区域の中も居住誘導区域になるということですか。

○事務局（副課長）

イメージとしては、土地利用として住宅用地があって、そしてその構造上、土地があって住宅用地があって、その上に都市的機能が集約していくというような、3層構造といいますか、その土地という

のは宅地であり農地でありと、農地の場合は青地が入れないので、いわゆる宅地、白地農地だけに対する居住誘導区域を設定してその中に都市機能誘導区域をのせていきたいと思いますということなのです。

○後藤会長

必ずしも都市機能誘導区域が居住誘導区域にならなくてもいいのですか。外す場合もあるわけですよ。例えば工場なんかがあるところなんかをわざわざ居住誘導区域にしないとか、駅周辺は居住誘導区域にしないとか、完全にかぶるわけではないと。

○事務局（副課長）

基本的にはかぶります。

○事務局（部長）

ただそういった開発の。

○後藤会長

工場とか別の話ですね。

○事務局（部長）

用途とかそういうものをすれば整理できるということになります。

○後藤会長

ここで言っている都市機能というのは居住生活関連施設としての都市機能ということですね。

○事務局（副課長）

その都市機能は、67ページのほうに前回からもメリハリがないというか、そういうご意見もいただいておりますけれども、市としてはこれから人口減少社会に進んでいきますので、最低限の機能は維持していきたいと。一方で芦刈とかになれば、最低限の生活レベルとして、スーパーは確保していきたいところで、都市機能誘導施設を設定しているということです。小城については高次都市施設として大学を誘導していくと、現在進行形で進んではおりますが、そうした文教地区としてふさわしい地域にもっていこうということです。

後は前回も委員のほうからご指摘いただいております 67 ページの - (ハイフン) の標記の仕方の工夫をというご指摘もいただいておりますので、その点についてはこの正誤表の 2 分の 2 ページの最後になりますが、前回からは文言を加えているところです。

それで赤字で書き込んでいるところを、少し肉付けをして整理をしたところでございます。

○後藤会長

すみません。確認ですが、例えばスーパー維持となっていて、コンビニエンスストアは大体 - (ハイフン) になっているのですが、この - (ハイフン) になっていると特に優遇措置は受けられないということですか。

○事務局（副課長）

受けられないですし、言い方を変えればどこに建ててもいいですよというところです。

○後藤会長

後は前回も思ったのですが、このドラッグストアというのは一つのジャンルになっているのですね。施設のジャンルに。これは全国的なものなのですか。

○事務局（部長）

たしかに市内にかなりあります。

○後藤会長

他に意見はありませんか。

○E委員

パブリックコメントに対する市の考え方の中で、最後のほうに既存ストックの有効活用の面から都市機能誘導区域内に含む方向で調整しますということで、今回それを踏まえて修正されていると理解をしていますが、牛津における病院についてご指摘をいただいていると。先ほどお話があったように都市機能施設というのは病院に限らず様々なものがあると。そしてその区域というのは牛津だけでなく他の3地区もあると。

そうしたときにバランスといいますか、全体の公平性という観点から考えたときに確認しなければいけないかなと思うのは、今回たまたま既存の病院がということだったのですが、ほかの地区にもそういうものがあれば取り込まなければならないのではないかと。既存ストックの有効利用は病院に限らずここに挙げられている都市機能施設。こういうことのチェックというか確認はされていますか。それはしなくてはいけないと思います。これを追加した時点で、ここだけというわけにはいかないかと。公平性という観点からここだけというのは。

○事務局（副課長）

なめるようには確認はできていませんが、芦刈地区についてはまず診療所が小児科、内科というものはこのあしぱると表示しておりますものの南のほうに、唯一あります。

○E委員

いえ、そういうことではなくて、チェックをされての話ということですよ。実態は私も分かりませんが。

○事務局（副課長）

三日月についてもこの区域に。要はこの境界線付近にあるかどうかというご指摘だと思いますが、境界線にあるのはもうここしか今のところは見つけきれなかったというところです。

○E委員

ほかの施設も含めて。

○事務局（副課長）

はいそうです。

○E委員

そういうことであれば結構だと思います。

○後藤会長

市の考え方のところ、病院ではなく診療所ですよね。病院と診療所は使い分けたほうが。

○事務局（副課長）

診療所ですね。

○事務局（部長）

病院はあくまで。

○後藤会長

20床以上です。

診療所ですよね。実際。

○事務局（副課長）

診療所ですね。病院は医療法の第1条でしたか、20床以上が病院という定義。診療所は19床未満。あるいはクリニックというやつでいけば入所施設がないというようなところですよ。

○後藤会長

訂正されたほうが、正確かなと。

○事務局（空関係長）

こちらの表現を変更ということで。

○後藤会長

廃業された病院というのは、正確ではないかなと。

○事務局（課長）

廃業された診療所ということですね。

○後藤会長

あるいは医療施設。

○事務局（空閑係長）

医療施設という表現が適当かもしれませんね。

○C委員

もう一つ心配している点があって、三日月の概ね 500 メートルとか、残りの前の前半の牛津と小城にしては概ね 1 キロメートルとか範囲の選び方ですが、実際は、三日月はまだ国道沿いに伸ばして欲しいと地元からコメントがはいっていなかったからよかったが。

○事務局（部長）

この範囲のとり方の説明が必要ですね。駅周辺 1 キロメートルです。バス停とかそういうところは 500 メートル、というのがひとつの考え方になっています。

○C委員

三日月は国道沿いをとられるのではないかと。

○事務局（部長）

国道沿いをまた広げていくとなると本末転倒のような話になりますので。

○C委員

メインはやはり庁舎前のバス停からという解釈でしてあるのですか。

○事務局（部長）

そうです。そこを中心に 500 メートル。実際の計画書の中で、この計画を策定する上での考え方になっているわけですね。

○事務局（空閑係長）

はい。

○後藤会長

個人的意見ですが、三日月はなかなか苦しいのではないかと。
学校はここに入っているのですか。

○事務局（部長）

学校が入れれていないです。

○後藤会長

元々が市街地的形成ではなくて、道路沿いにできたような地区なので。

○事務局（部長）

面々ガンガン張り付いていきましたので。

○B委員

上下でもちょうど真ん中あたりですよ。上と下からしても。中学校とかそのものが。東分と遠江とかからしても。

○C委員

思うのですが、将来的にみんながよくなると思うが、西側に駅ができないかと。線路沿いまで広げておかないで良かったねと。都市機能を。

○事務局（部長）

現実的には、農用地利用との関係を踏まえて、こういう形になりましたので、駅につきましては以前から話しはあっておりますが、なかなか難しい部分もあるのかなという気はしておりますが、あったほうがいいという感じはしますが。

○C委員

農業をしている人から言わせれば、何で農振を入れているのかと言われるかもしれないが、市民の気持ちとか声でいくと、将来的には駅まで伸ばしてくれと言いたい所ではなかったかと思うのですが、それではそこはいじれないのですねという話になってしまうのではないかと。

○事務局（部長）

いじられないというか。

○事務局（副課長）

そこは個別案件という形になりますね。

○事務局（部長）

またそういう話が具体的に出てきたときは、調整をするという形になってきます。現状ではこういう形にならざるを得ないという部分もありますので。

○C委員

左下が国道沿いまで食い込んだ形になっているので、ここらあたりも広げられなかったのかなと。それで四角にしてよくなかったのかなと。

基本縦道があるじゃないですか。あれでずどんと落として下の底辺の部分まで引っ付けてよかったのではないかという気がしないでもないが。やっぱりそこは農振の田んぼがあるからですか。

○事務局（課長）

青地がありますから。

○C委員

J Aの南とか青地なのですか。

○後藤会長

ほかによろしいでしょうか。

○A委員

先ほど言われていました 67 ページの表 7 なのですが、これで気になる文章で状況の変化に応じた誘導施設の位置づけを行うなどの見直しの検討を行いますとあるのですが、これはどういうふうか。例えば、現実商業施設等は絶えず変化していくものではないですか。それを見てこれを書き直していくのですか。どのように見直すのか。

○事務局（副課長）

俗に言う不断の見直しという国がよく使う言葉ですが、例えば今現状維持で、誘導施設は今ある機能を維持していきましようということでここに誘導施設の設定をしております。例えば一例ですが、中心拠点に 20 床以上の病院がありましたと。これが例えば三日月であったりとか、牛津であったりとか、この都市機能誘導区域に仮に来るということになってくれば、そのときにまた誘導施設の設定の見直しが出てきたりもするのかなというふうにも考えられるのではないかとということで、こういう文言を加えております。

○A委員

公共的なものであったり、病院のような準公共的なものであったりした場合、比較的計画単でできると思うのですが、ここに民間施設も並んで入っているではないですか。なかなか見直しも簡単ではないかなと思うのですが。

○事務局（副課長）

そういう話があったときには、ここに例えば病院でしたら中心拠点の小城に来てくださいということで当然誘導をしていくわけですが、例えば三日月とか牛津とか芦刈に、ここに表示がないから誘導施設として将来において設定しませんよということではありません。

そういうところは先ほど言いましたように、社会情勢の変化とか、そういうところで誘導施設の設定も見直していくことはありえるのではないかとというふうには考えております。

○後藤会長

私が今聞いていて若干心配に思ったのが、誘導区域外に小児科がぽつんと立地したと。ただ誘導区域内には小児科は無いと。この計画で謳っている維持というものがなし崩し的になってということが。

○E委員

機能的にはそれでもオッケーですよね。利用者からすれば。ただ計画の筋から行けばそうではないと。

○後藤会長

小児科が立地したから誘導を確保したということにしたければ、線を広げれば実質確保になると、後追いで。でもそういうことは計画としてはあってはならないかなと思います。

○事務局（部長）

そういう区域外にそういう施設がくるときは事前に届出、相談をいただいて、こういう場所がありますのでこういう所にとということで、強制はできませんがいろいろ協議をしながらそちらにお願いをしていくという形は取らざるを得ないのですが、それが絶対に区域外でという話しであれば、それをこの計画で止めるという強制力はありませんので、そういう形になってくると。

ではそこにわざわざ線を広げて囲い込むかということ、そういうことはできないと思いますので。ただ、実際都市機能として区域内のあるものが、もしかしたら廃業されたとか、そういったときに今ハイフンになっていますが、今ここにはどうしてもこの施設は誘導しないとイケないということであれば、そういうところも踏まえながら計画の見直しというのは出てくるかなということで、そういう表現をしています。

○E委員

そういう時はぜひ見直しをするというか、この表を。

○事務局（部長）

将来的に今から今年度と同じ状況でずっといくというのはなかなかありませんので、そういう不断の見直しをしていかないと、計画自体が成り立っていかない状況もあるというふうに思います。

○G委員

少しいいですか。拠点地域ですね、小城と牛津は1キロメートルですね、芦刈と三日月は500メートル。その違いはどういった理由で。4町で違いがあるのは。

○事務局（空関係長）

先ほども説明しましたが、この制度上の基準の中で鉄道駅とかの場合は半径1キロメートル以内、バスセンターとかも1キロメートル以内、その他主要な、例えば上下で1時間に3本以上通るようなバス停からなら半径500メートル以内というような、制度の中での基準というのがあります。

ここで先ほど言いましたように、都市機能誘導区域の設定のところ、今回お配りしています計画（案）でいきますと47ページの上のほうに書いておりますが、その制度の中の趣旨に則って小城中心拠点、牛津地域拠点につきましては、鉄道駅から1キロメートルということで範囲設定をしております。

だから小城と牛津につきましては、鉄道駅ですので駅から1キロメートル、三日月、芦刈についてはバス停からですので、バス停からなら500メートルということで範囲設定をしております。

○G委員

わかりました。

○後藤会長

たぶんもともとの集積の違いもありますし、駅があるということ。前段のほうでは佐賀県の区域マスタープランとかの上位計画もあるから同じにはなかなかできないかなと思います。

○事務局（副課長）

例えば 54 ページの芦刈、1 キロメートルで円を囲ったとします。今 500 メートルですが、1 キロメートルで囲ったとしても、現実的には農地しか入ってきません。そういう意味では、青地農地は入れることができませんので、現実的なエリアとしてはバス停から半径 500 メートル以内での青地農地以外のところであるということでこのエリアを設定しているというところです。

○後藤会長

ほかにはよろしいでしょうか。

○D委員

H委員が言っていたが、芦刈江北線は半径 1 キロメートルでしたら入るのですか。

○事務局（部長）

芦刈江北線も半径 500 メートルでも一部入っております。

○事務局（副課長）

三王崎北交差点、江北芦刈線と県道牛津芦刈線の、あそこはちょうど黄色の線が今の国道 444 のところですので、ちょうど。

○C委員

この角になっているのがちょうどそこで。

○D委員

H委員はここのことのほかになにか言っていないでしたか。

○事務局（部長）

特には。

○事務局（副課長）

特には何も。

○後藤会長

そもそもこのあたりは青地ですよ。

○C委員

私もそう思います。このあたりは全部青地でしょう。

○後藤会長

その縛りのほうが強いので、都市計画と言うよりそちら側のほうが。それはここで議論する話ではないですね。

○事務局（副課長）

後は前回も江頭のほうから話があったように、後は個別案件として対応していくことになろうかと思っています。

○D委員

角のところにコンビニがありますもんね。

○後藤会長

それでは大体議論は出尽くしたと理解してよいでしょうか。

（はい）

それではこの案について採決としたいのですがご承認いただけますでしょうか。

（はい）

○後藤会長

はい、それでは承認いただきましたので答申書を作成して市へ提出したいと思います。

それでは議案について以上ですので、事務局へお返しします。

<閉会>

○事務局（副課長）

それでは以上をもちまして第 11 回小城市都市計画審議会を閉会させていただきます。本日は長時間にわたりありがとうございました。